

児童手当などの手続きを忘れずに

問い合わせ 子ども政策課 ☎85-6201

子どもを養育している人には、各種手当があります。継続して受給するためには、年1回の現況届などの提出が必要です（児童手当…6月、児童扶養手当・子ども福祉手当・県遺児手当…8月）。現況届などはそれぞれの月の初旬に郵送しますので、内容をよく確認して手続きをしてください。

	支給対象	手当の月額
児童手当	平成17年4月2日以降に生まれた児童（中学校修了前）を養育している人	児童1人につき ○3歳未満…1万5000円 ○3歳以上小学校修了前（第1・2子）…1万円、 （第3子以降）…1万5000円 ○中学生…1万円 ※所得制限限度額以上の場合、児童1人につき手当の月額は5000円。手続きをした翌月分から支給
児童扶養手当	父母の離婚などで父か母と生計を同じくしていない平成14年4月2日以降に生まれた児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を監護している母か、監護しかつ生計を同じくする父または児童を養育している人	○児童1人の場合…1万180円～4万3160円 ○2人目…5100円～1万190円加算 ○3人目以降1人につき…3060円～6110円加算 ※所得制限あり。手続きをした翌月分から支給
子ども福祉手当	父母の離婚などで父か母と生計を同じくしていない平成14年4月2日以降に生まれた児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を監護している母か、監護しかつ生計を同じくする父または児童を養育している人	児童1人につき ○小学生以下…2000円 ○中学生…3000円 ○高校生など…4000円 ※所得制限あり。手続きをした翌月分から支給
県遺児手当	県内に住所があり、父母の離婚などで父か母と生計を同じくしていない平成14年4月2日以降に生まれた児童を監護している父か母、または児童を養育している人	児童1人につき ○1～3年目…4350円 ○4・5年目…2175円 ○6年目以降…支給なし ※所得制限あり。手続きをした当月分から支給

※詳しくは、市ホームページを見るか問い合わせてください。

子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当の対象となる児童1人に対し1万円の給付金を支給します。市から児童手当を受給している人は、申請の必要はありません。

支給対象

令和2年4月分の児童手当の受給者
令和2年3月分の児童手当の受給者（新高校1年生など）

支給時期

6月末頃から順次支給予定
※児童手当とは別で支給

※勤務先で児童手当を受給している公務員の人は、勤務先から配布される申請書に振込先を記入して、次の期間内に申請をしてください。

申請期間

6月1日（月）～10月30日（金）